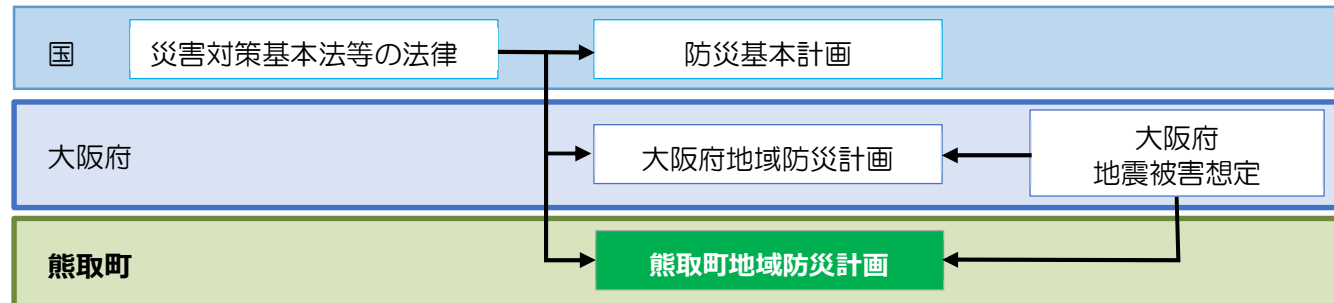


熊取町地域防災計画 [修正概要] 令和2年

熊取町地域防災計画

災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、町域に係る防災対策及び災害復旧・復興対策等に関して、町・府・関係機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする計画です。



計画の構成

熊取町地域防災計画の構成は、下表のとおりです。

熊取町地域防災計画は、風水害、地震災害に加え、原子力災害に対しても対応するため、6つの編で構成をしています。

編	章	
総則	-	
災害予防対策	第1章	防災体制の整備
	第2章	地域防災力の向上
	第3章	災害予防対策の推進
災害応急対策	第1章	活動体制の確立
	第2章	情報収集伝達・警戒活動
	第3章	消火、救助、救急、医療救護
	第4章	避難行動
	第5章	交通対策、緊急輸送活動
	第6章	二次災害防止、ライフライン確保
	第7章	被災者の生活支援
	第8章	社会環境の確保
付編：東海地震の警戒宣言に伴う対応	-	
付編2：南海トラフ地震防災対策推進計画	-	
事故等災害応急対策	-	
災害復旧・復興対策	第1章	災害復旧対策
	第2章	災害復興対策
原子力災害対策編	第1章	総則
	第2章	原子力災害事前対策
	第3章	緊急事態応急対策
	第4章	原子力災害中長期対策
	第5章	広域避難の受入れ

計画の修正の趣旨

国の関係法令の改正及び最近の災害対応の教訓等を踏まえた防災基本計画の修正及び大阪府の最新の防災対策を踏まえた府地域防災計画の修正に基づき、修正を行う。

主な修正内容

直近の防災基本計画・大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

○平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策

- ・「自らの命は自ら守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知（避難訓練と合わせた防災教育の実施等）を記載【P73】
- ・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供（5段階の警戒レベル）を記載【P49】

○水防法及び土砂災害防止法の一部改正

浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化を記載【P92】【P95】

○南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

南海トラフ地震地震防災対策推進計画の修正に基づき修正（南海トラフ地震臨時情報発表時の対応）【P222】

○その他

- ・罹災証明書の発行体制の整備について、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用し、住家被害認定調査・判定を早期に実施することを記載【P53】

国の原子力災害対策指針等の修正を踏まえた修正

○原子力災害対策重点区域の範囲の変更

2,000KW以下の熱出力の試験研究炉について、原子力災害対策重点区域の設定を要しないとされる。【P260】

○原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

4つの緊急事態区分「情報収集」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」を記載【P282】

○指定避難所等の開設・運営

住民避難時の汚染検査及び除染の実施について記載【P304】 等

大阪府の最新の防災対策を踏まえた修正

○「災害宣言モード」の運用

大阪府が広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への切り替えを呼びかけることを記載【P144】

その他の修正

○本町の組織改編に伴う修正

- ・組織名称の変更
- ・事務分掌の変更